

和牛の取引き

畜産係長 林 正夫

家畜や畜産物の流通機構は極めて封建的だと言われている。現に小売価格に対する、生産者の手取り価格の割合を調べてみたところ、牛乳は35~40%、肉は30~35%にしかすぎず、一番よい卵でも70%位で、いかに中間の流通過程で多くの経費がかかっているかに、今更のように驚かされます。和牛は岡山県などでは、ひじょうに古くからの家畜で、昔ながらの牛小作の慣習も多く、全国でも一番和牛の交流のひんぱんな瀬戸内にあるという点から、古い取引慣習が抜き難いという、困難な特殊性があります。

国は昭和31年に、家畜取引法を公布して、家畜の取引きを近代的なものにしようとしています。その中の主なねらいの一つとして、家畜市場での取引方法は「せり」または入札による、ガラス張りのものとし、代金も現金決済にしようという規定がありますが、これについては関係者の非常な熱意にもかかわらず、大多数の中小家畜商の協力が充分得られないこと、市場開設者（主に郡畜連）の中には自らの力で市場の改革を断行することが困難な事情にあるものがあること、などを主な原因としまして、十分な成果を挙げ得ないまま、今日に及んでおります。誠に遺憾に堪えませんが、この傾向は全国的にも、和牛の歴史の古い中国地方が、殊に顕著です。

国はこのような現状を打開するため、さきに家畜取引制度改善調査会という機関をつくって、人数が多過ぎて、質の上で問題が起りやすい家畜商を、どうするか、(いい家畜商は逆に充分働いていただくという考えの上に立って) また前述のような状況にある家畜市場をどうするか、取引きに当って当然起る金融の関係はどうしたらよいかなどを中心として、取引きの改善に抜本的な対策を樹てようと、目下鋭意考究中ですので、これに対して相当の期待がもたれます。

これはこれとしまして、われわれは自らの手で、取引きの改善に努めることが急務だと思われます。

最近の農林統計を見ましても、県内の和牛の取引きは、家畜商をとおして行われるものが売りで7割、買いで9割以上位までを占め、畜連や農協をとおすも

のは、極く一部の状態ですが、これからはどうしても、この系統機関による共同販売とか共同購入を押し進めなければ、取引きの改善はむずかしいとの結論に達します。

県は取引きを改善するため、家畜市場の整備統合、模範家畜市場の育成強化などを指導しておりますが、一方では国の中小農家向けの預託肉牛や、県の若令去勢肥育牛などを県畜連をとおして、大阪枝肉市場へ共同出荷してござりまして、今まで、いい成績をおさめ、将来への期待も大きいものがあります。

和牛の取引きについて、現段階で問題となっていることについて、更にかいつまんで見ると、

年間14,000頭を県外へ移出している仔牛について、県内の産地の違いによる銘柄の相違が甚しいきらいがあるようですから、改良に気をつけて、早熟で発育のいい、資質のいいものに統一して、岡山県産の仔牛の銘柄を更に確立すると同時に、せり市場の開設日などが産地同志で重複したり、断続したりしないようにし、せり売りに際しては、入場したものは努めて売るようにして、売らないものを入場させて購買客の気分を損じないようにしなければならぬ。その他売れた牛の輸送の世話など、県外からの大きい購買客へのサービスに充分つとめること。

肉牛の生産は農協単位に、集団的に行い、かつ、大阪枝肉市場などを主な対象として、農協活動によって系統共販の線を推進してこれによって、底の浅い岡山市場だけに依存する不利を是正して長い間苦勞して生産したものを、できるだけ有利な販売にもっていつて、農家の所得を少しでも多くしていただくことを強調したいと考えております。